解散公告

当社は、平成二十三年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月三日

富山県富山市不二越本町一丁目一番一号

株式会社不二越アソシエ

代表清算人　戸田　雅規

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年一月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月三日

埼玉県蕨市北町二丁目九番二三号

特定非営利活動法人文化振興会

代表清算人　戸塚　久雄

解散公告（第一回）

当財団法人は、平成二十二年十二月五日開催の理事会並びに平成二十二年十二月十六日開催の評議員会の決議により解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番一七号　財団法人埼玉県労働者信用基金協会

代表清算人　鈴木　秀治

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十二年十月三十日開催の大会の決議により同年十一月三十日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月三日

岐阜県不破郡垂井町宮代一一一〇番地の一

帝人製機労働組合

清算人　村上　智通

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年二月十日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月三日

石川県能美市山口町ハニ九番地一

根上町小松インター西山口地区土地区画整理組合

清算人代表　安戸　博

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年二月三日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月三日

広島県三原市港町三丁目五番一号

三原市土地開発公社

清算人　安井　清司

配当公告

長野県岡谷市湊三丁目一二番一四号

破産者　株式会社カシワ

右の者に対する長野地方裁判所諏訪支部平成二十一年（フ）第一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二六八、二〇八、五一一円

一、配当することのできる金額

金五四、七六二、五一五円

平成二十三年三月三日

長野県岡谷市本町二丁目六番四七号信州しらかば法律事務所

破産管財人　相馬　弘昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

青森市久須志四丁目二九九番地の一二、最後の住所青森市金沢五丁目二四番一一号

被相続人　亡　相馬　豊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三日

青森市本町一丁目二番二〇号青森柳町ビル九階　石橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田村　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡板倉町大字岩田一三二七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　長澤　昭次

平成二十三年三月三日

石川県能美市山口町ハニ九番地一

根上町小松インター西山口地区土地区画整理組合

清算人代表　安戸　博

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年二月三日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月三日

広島県三原市港町三丁目五番一号

三原市土地開発公社

清算人　安井　清司

配当公告

長野県岡谷市湊三丁目一二番一四号

破産者　株式会社カシワ

右の者に対する長野地方裁判所諏訪支部平成二十一年（フ）第一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二六八、二〇八、五一一円

一、配当することのできる金額

金五四、七六二、五一五円

平成二十三年三月三日

長野県岡谷市本町二丁目六番四七号信州しらかば法律事務所

破産管財人　相馬　弘昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

青森市久須志四丁目二九九番地の一二、最後の住所青森市金沢五丁目二四番一一号

被相続人　亡　相馬　豊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三日

青森市本町一丁目二番二〇号青森柳町ビル九階　石橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田村　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡板倉町大字岩田一三二七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　長澤　昭次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三日

群馬県館林市本町一丁目一番五四号

相続財産管理人　新藤　正敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区東池袋一丁目三五番地、最後の住所神奈川県三浦市三崎町諸磯一五〇〇番地　油壺エデンの園六四一一

被相続人　亡　林　信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三日

神奈川県横須賀市大滝町一丁目二五番地一　横須賀ベイビュービル四階　よこすか中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　廣瀬　和之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県中島郡稲澤町大字矢合一一九八番地、最後の住所不明

被相続人　亡　大崎　米子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三日

名古屋市中区丸の内二丁目一七番一二号丸の内エステートビル三〇三号堤総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　堤　創

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市茄子川三六三番地六四、最後の住所岐阜県多治見市若松町三丁目四六番地フェリス・フェンテ五〇一

被相続人　亡　塩月　寿和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三日

名古屋市中区丸の内三丁目一九番一号ライオンビル六階

相続財産管理人　弁護士　渡辺　慎也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区宮山町二丁目三四番地、最後の住所大阪市港区港晴二丁目四番一四―一〇三号

被相続人　亡　鍛治　廣己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三

相続財産管理人弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市吉田五丁目一五一番地、最後の住所大阪府東大阪市吉田五丁目一五番三一号

被相続人　亡　西田　繁敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三

相続財産管理人弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市吉田五丁目一五一番地、最後の住所大阪府東大阪市吉田五丁目一五番三一号

被相続人　亡　西田　繁敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三日

事務所名古屋市中区丸の内三丁目一九番一号ライオンビル六階

相続財産管理人　弁護士　渡辺　慎也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区宮山町二丁目三四番地、最後の住所大阪市港区港晴二丁目四番一四―一〇三号

被相続人　亡　鍛治　廣己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月三日

神戸市中央区御幸通七丁目一番一五号三宮ビル南館五階神戸Ｈ．Ｉ．Ｔ．法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久米　知之